

京都市告示第 6 2 1号

地方税法第 4 1 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度分固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり市税事務所の各固定資産税担当窓口及び各区役所・支所内の臨時窓口（当該区役所、支所の所管区域に所在する資産のみが縦覧対象）において納税者の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 1 6 日

京都市長 門 川 大 作

1 縦覧期間

令和 2 年 4 月 1 日から同年 4 月 3 0 日まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。

2 縦覧時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

3 縦覧場所

| 区 名 | 固定資産の所在地 | 左記の固定資産に係る縦覧場所 | |
|-----|-----------------------------|---|-------------------------------|
| 北 区 | 北区の所管区域内 | 市税事務所固定資産税第 1 担当（中京区室町通御池南入円福寺町 337 ビル葆光 5 階） | 北区役所（北区紫野東御所田町 33 番地の 1） |
| 上京区 | 上京区の所管区域内 | | 上京区役所（上京区今出川通室町西入堀出シ町 285 番地） |
| 左京区 | 左京区の所管区域内 | | 左京区役所（左京区松ヶ崎堂ノ上町 7 番地の 2） |
| 山科区 | 山科区の所管区域内 | 市税事務所固定資産税第 2 担当（中京区室町通御池南入円福寺町 337 ビル葆光 6 階） | 山科区役所（山科区榊辻池尻町 14 番地の 2） |
| 伏見区 | 深草支所及び醍醐支所の所管区域を除く伏見区の所管区域内 | | 伏見区役所（伏見区鷹匠町 39 番地の 2） |
| | 深草支所の所管区域内 | | 深草支所（伏見区深草向畑町 93 番地の 1） |
| | 醍醐支所の所管区域内 | 醍醐支所（伏見区醍醐大構町 28 番地） | |

| 区名 | 固定資産の所在地 | 左記の固定資産に係る縦覧場所 | |
|-----|-----------------------|---|----------------------------------|
| 右京区 | 右京区の所管区域内 | 市税事務所固定資産税第3担当（中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光7階） | 右京区役所（右京区太秦下刑部町12番地） |
| 西京区 | 洛西支所の所管区域を除く西京区の所管区域内 | | 西京区役所（西京区上桂森下町25番地の1） |
| | 洛西支所の所管区域内 | | 洛西支所（西京区大原野東境谷町二丁目1番地の2） |
| 中京区 | 中京区の所管区域内 | 市税事務所固定資産税第4担当（中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光8階） | 中京区役所（中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地） |
| 東山区 | 東山区の所管区域内 | | 東山区役所（東山区清水五丁目130番地の6） |
| 下京区 | 下京区の所管区域内 | | 下京区役所（下京区西洞院通塩小路東上る東塩小路町608番地の8） |
| 南区 | 南区の所管区域内 | | 南区役所（南区西九条南田町1番地の3） |

（行財政局税務部資産税課）